

令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨における「住宅の応急修理制度」の 利用申請期限について

「住宅の応急修理制度」の利用申請期限が迫っていることから、対象となる被災者の方々に申請いただけるよう周知を行います。

1 制度概要

令和 6 年能登半島地震・奥能登豪雨で被災した準半壊以上の住宅を対象に屋根、壁、窓、台所、トイレなど生活に必要な部分の修理を支援するもの

2 申請期限

9 月 3 0 日（水）

※ 期限の延長はしません。

※ 修理の完了期限は、当面の間、設定しません。

3 申請窓口

お住いの市町の窓口

4 申請に必要な書類

見積書などの添付書類の準備が間に合わない場合、後日の提出でも差し支えありません。

5 その他

修理業者が見つからない場合は、希望に応じて業者を紹介します。

＜住まいの再建、業者とのマッチングに関する相談・受付窓口＞

フリーダイヤル 0120-123-688

（石川県木造住宅協会・石川県建設業協会 事務局内）